

(目的)

第1条 この規程は、通信教育部における教育実習（以下「実習」という。）に関し、実習を実施する学生に必要な事項を定める。

(実習校・園)

第2条 実習を行う学校・園については、実習校・園の学校長・園長または教育委員会の承諾を得た上で、本学学長が決定する。

(実習の実施時期)

第3条 実習の実施時期は特段の事情のない限り、実習校・園の指定に従うこととし、実習校・園から書面をもって指定された期間とする。

(教育実習予備登録)

第4条 実習を行う学生は、実習希望前年度に予備登録を行わなければならない。

(履修資格)

第5条 実習を履修することができる学生は、次の各号に掲げる条件を満たしている者とする。

- (1) 教職に就く意志のある者
- (2) 実習を行うための学力が備わっている者
- (3) 学校現場での教育活動を妨げるおそれのない者
- (4) 実習に関する手続書類を全て提出し、本学の指導に従う者
- (5) 実習年度までに原則として別表記載の審査基準を満たしている者
- (6) 教育職員免許法第五条第一項各号に該当しない者

(履修学生の義務)

第6条 履修学生は、実習に取り組む際は、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 実習校の校則及び規則等を遵守し、その教育方針を理解し、秩序を乱したり、幼児、児童及び生徒の人格を傷つけることがないように、注意を払わなければならない。
- (2) 実習校・園の園長、校長、副校長その他の教職員の指示に従わなければならない。
- (3) 教師を志す学生としての本分を忘れず、その態度、服装及び言動に注意しなければならない。
- (4) 実習により知り得た幼児、児童、生徒及び教職員の個人情報については、実習中はもちろんのこと、実習後であっても第三者に漏らしてはならない。
- (5) 本学の実習指導担当教員の指導・助言に従って実習を行わなくてはならない。

2 前項の規定に違反した場合または違反するおそれがある場合は、直ちに実習の中止を命ずることがある。また本学での教育実習の履修を以後不許可とすることがある。

(履修条件の審査)

第7条 第4条の予備登録を行った学生について、第5条の履修条件の審査を通信教育部教育実習委員会（以下「教育実習委員会」という。）が行う。

2 第5条第2号に定める学力については、別表記載の必要科目・必要単位の修得をもって審査を行う。

(教育実習の許可)

第8条 前条の審査の結果について、教育実習委員会は教職課程運営委員会に報告をしなければならない。教職課程運営委員会はその報告に基づき、実習の許可、不許可を決定する。

2 実習を申請した学生に第5条所定の履修資格不備または第6条所定の義務違反が認められたとき、教職課程運営委員会は、実習を不許可とすることができ、また既にした許可を取り消すことができる。

(履修登録)

第9条 実習が許可となった学生は、実施年度に実習の履修登録を行わなくてはならない。

(教育実習事前講義)

第10条 実習を行う学生は、通信教育部が定める教育実習事前講義を受講しなければならない。

(辞退)

第11条 実習の辞退は、原則として認めない。ただし、止むを得ない事情で辞退する場合には、別に定める教育実習辞退届を通信教育部教務課に提出するものとする。

2 実習辞退に係る実習校との連絡・調整は、本学が行う。

(その他)

第12条 実習の事務は、通信教育部教務課が行う。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月25日規程第44号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年1月26日規程第19号)

1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

2 本規程施行の際、第5条第1項第6号の適用については、平成30年度以前に入学した学生に遡及するものとする。

附 則 (令和2年3月26日規程第71号)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

別表

教育実習履修審査基準 (2019年度以降入学生)

第1回審査基準	○正科生 教育実習予備登録の完了 教育実習履修条件の確認
第2回審査基準	○正科生 卒業に必要な単位62単位以上の修得
第3回審査基準	○正科生 教育実習前年度までに卒業に必要な単位90単位以上の修得 ※下記の科目の修得を含む ※総合評価がA・Bを合計して6割以上
幼稚園	「教職概論」 「初等教育原理Ⅰ」 「教育心理学Ⅰ」 「保育教育課程論」 「保育内容の指導法」 ※5科目10単位以上 「保育方法論」 「幼児理解と教育相談」 「音楽総合A」
小学校	「教職概論」 「初等教育原理Ⅰ」 「教育心理学Ⅰ」 「各教科の指導法」 ※7科目14単位以上 「道德教育論」 「生徒・進路指導論」

教育実習履修審査基準 (2014年度以降入学生)

第1回審査基準	○正科生・免許コース生 教育実習予備登録の完了 教育実習履修条件の確認
第2回審査基準	○正科生 卒業に必要な単位62単位以上の修得 ○免許コース生 修得単位の審査なし
第3回審査基準	○正科生 教育実習前年度までに卒業に必要な単位90単位以上の修得

	※下記の科目の修得を含む ※総合評価がA・Bを合計して6割以上 ○免許コース生 教育実習前年度までに30単位以上の単位修得 ※総合評価がA・Bを合計して6割以上
幼稚園	「教職概論」 「初等教育原理Ⅰ」 「初等教育原理Ⅱ」 「教育心理学Ⅰ」 「保育内容総論」 「保育内容の指導法」 ※4科目8単位以上 「保育方法論」 「幼児理解と教育相談」
小学校	「教職概論」 「初等教育原理Ⅰ」 「初等教育原理Ⅱ」 「教育心理学Ⅰ」 「各教科の指導法」 ※6科目12単位以上 「道徳教育論」 「生徒・進路指導論」
中学校（社会） 高校（地歴・公民）	「教職概論」 「教育原理」 「教育心理学Ⅰ」 「生徒・進路指導論」 「社会科教育法A」 ※中学校社会科で教育実習を行う場合 「地理歴史科教育法」 ※高等学校地歴科で教育実習を行う場合 「公民科教育法」 ※高等学校公民科で教育実習を行う場合

教育実習履修審査基準（2013年度以前入学生）

第1回審査基準	○正科生・免許コース生 教育実習予備登録の完了 教育実習履修条件の確認
第2回審査基準	○正科生 卒業に必要な単位62単位以上の修得 ※2010年度以降入学者は総合評価がA・Bを合計して6割以上 ○免許コース生 修得単位の審査なし
第3回審査基準	○正科生 教育実習前年度までに卒業に必要な単位90単位以上の修得 ※下記の科目の修得を含む ※2010年度以降入学者は総合評価がA・Bを合計して6割以上 ○免許コース生 教育実習前年度までに30単位以上の単位取得 ※下記の科目の修得を含む ※2010年度以降入学者は総合評価がA・Bを合計して6割以上
幼稚園	「教職概論」 「教育学概論」 「教育心理学」もしくは「児童心理学」 「保育内容総論」 「保育内容の指導法」 ※4科目8単位以上

	「保育方法論」 「幼児理解と教育相談」
小学校	「教職概論」 「教育学概論」 「教育心理学」 「各教科の指導法」 ※6科目12単位以上 「道徳教育」 「生徒・進路指導論」
中学校（社会） 高校（地歴・公民）	「教職概論」 「教育原理」 「教育心理学」 「生徒・進路指導論」 「社会科教育法Ⅰ」 ※中学校社会科で教育実習を行う場合 「地理歴史科教育法」 ※高等学校地歴科で教育実習を行う場合 「公民科教育法」 ※高等学校公民科で教育実習を行う場合